

Q：給付金を受け取るのは、誰になりますか。

A：受給権者は、以下のとおりです。

児童手当を受給している方は、令和5年12月分の児童手当を受給している方
上記以外は原則、父母等のうち主な生計維持者となります。ただし、単身赴任等により
主な生計維持者が町外に住民登録がある場合は、町内に住民登録がある配偶者等とな
ります。

Q：申請不要の案内が届きましたが、その後出生により養育する児童が1人増えました。
給付金の申請は必要でしょうか？

A：令和5年11月30日以降に出生した児童については、申請が必要となります。お手数
ですが、申請書の提出をお願いいたします。

Q：令和5年12月11日に函館市から七飯町に転入しました。給付金の対象となります
か？

A：令和5年11月30日以降に転入された方は対象外となります。ただし、当町へ転入
後、出生した児童がいる場合は、出生した児童分につき対象となりますので、申請書
の提出をお願いいたします。

Q：申請の案内が届きません。どうしたらいいですか？

A：単身赴任や児童の通学等により、児童が七飯町に住民登録がない世帯や別世帯となっ
ている場合は、申請書が届かないことがあります。支給要件をご確認の上、該当とな
る場合は、申請書の提出をお願いいたします。

Q：公務員で児童手当対象の中学生と高校生を養育しています。提出書類を教えてください。

A：共通で提出していただく必要書類の他に、以下の書類を提出してください。

児童手当（特例給付）を職場で受給していることが確認できる書類

(例)・申請書裏面の「公務員児童手当受給状況証明欄」への職場からの証明

- ・令和5年12月分の児童手当を受給していることがわかる書類の写し（給与明細書、支払通知書等）

※給与明細書の場合・・・

児童手当を毎月支給されている方→令和5年12月分の給与明細書

児童手当を4ヶ月に1回支給されている方→令和6年2月分の給与明細書

Q. 夫と妻、子ども2人の4人家族で、夫は単身赴任で町外に住民登録があり、妻と子どもは町内に住民登録があります。夫は他市町村で児童手当を受給していますが、給付金の申請者は誰になりますか？

A. 申請者は、必ず町内に住民登録がある方となりますので、上記の場合、妻が申請者となります。なお、その際の提出書類は、共通で提出していただく必要書類の他に、以下の書類を提出してください。

- ・子育て世帯支援給付金申立書
- ・令和5年12月分の児童手当を受給していることがわかる書類の写し（支払通知書、児童手当の振込が確認できる通帳の写し等）→他市町村で児童手当を受給している夫の書類が必要となります。

Q: 高校生の児童が学生寮で生活しているため、住民登録が町外であり、別居して児童を養育しています。申請は可能でしょうか？

A: 別居して児童を養育されている方に関しても給付金の申請をすることができます。ただし、申請者の方が養育していることを確認するため、共通で提出していただく必要書類の他に、以下の書類を提出してください。

- ・子育て世帯支援給付金申立書
- ・児童の住民票（省略のないもの）

Q: 家庭の事情により、対象児童の孫を預かって住民票を同じくしていますが、給付金の対象となりますか？

A: お孫さんを養育している方が、どなたかになるのかで給付金対象者であるかをご判断ください。祖父母の方が、父母の代わりに養育者としてお孫さんの養育を行っている実態があれば給付金の対象となります。

お孫さんが父母と別居している場合でも、養育している実態があるようであれば父母が給付金の対象者となります。（父母が他市町村に居住する場合は、対象外となります。）